

第 17 回 公開講演会

「情報公開と消費者」

挨拶(鈴木正・名古屋経済大学副学長)

権力は必ず腐敗すると言われる。情報公開は権力の腐敗の防止に役立つ。

小木・コーディネーター

国より,情報公開法の要綱案が出ている。これに対して各界より意見が出ている。都道府県レベルでは,情報公開の条例がそろっている。国の対応が課題である。

室井・ゲストスピーカー

情報公開で問題となるのは,行政と企業である。情報は権力・利益の源泉となるので公開したがる。しかし,行政の情報は国民共有財産である。

1982 年以降,地方自治体で情報公開条例が制定されてきた。しかし国はなお未制定であり,地方より遅れている。

情報公開法のポイントについて。

①住民の情報公開請求権の法的根拠をどこに求めるか。憲法第 13 条とか,「知る権利」に求めるか。

②公開請求権者の範囲はどう考えるか。自治体の領域内に住所・勤務先・通学先等をもつものとされることが多いが,理論的には,何人でも可と考えるべき。

③請求できる対象は公文書。しかし,公文書とは何か。決済済みのもの,職員が職務上作成したもの,国の組織において共有するもの,等々。

④行政機関の範囲。議会は入るかどうか。公安委員会に入らないだろう。警察はどうか。特殊法人はどうか。

⑤請求に対する行政側の義務はどうか。義務はある。例外的に非公開情報があると考え。

原・ゲストスピーカー

消費者は「知らされる権利」(ケネディの 4 つの権利の一つ)をもっている。企業・行政の親切心で提供してもらうのではない。

日本の行政は情報公開に消極的であるという事例をいくつも体験的に味わってきた。

厚生省のエイズ関連文書もその一例。企業も消極的だった。

情報公開法については,(イ)不開示情報の範囲に懸念がある。(ロ)運用上の問題がある。法律があっても行政担当者の心が変わらなければ駄目である。

井上・パネラー

マーケティング論を専攻する立場からみて,企業の消費者に対する責任の考え方の中で情報公開の意味をとらえる必要を感じる。

また,PL 法の検討の過程で情報公開が不可欠との認識が発展してきた。

新聞等でとりあげられている議論を整理すると,(イ)行政に関するもの(議員の海外視察, etc),(ロ)企業に関するもの(欠陥商品,産業廃棄物の処理, etc),(ハ)個人情報,となる。

室井

規制緩和と情報公開の関連については、部分的に関連はあるが、情報公開は本来は民主主義の問題である。むしろ、規制緩和すれば、情報が集まりにくくなる面もある。

原

規制緩和がすすむと、企業秘密になってしまう部分が出る。

企業は情報を提供したがる。とくに銀行はガードがかたい感じがする。

消費者の側も、まだ、情報公開に対する意識が弱いという問題もある。

室井

行政による規制を全て悪と考えるのはどうか。弱い消費者の利益のために規制するという面もある。行政の審議会の情報も公開されてよい。

原

東京都では、公開請求が多くなって、今、パンク状態だ。事務の煩雑さがある。

井上

企業にとって、情報公開とは、リスク管理の問題でもある。トラブルが発生し、裁判となり、対応をせまられる。その中で情報公開が問われることになる。情報公開の手続きは一般の者にはわかりづらい。

制度を使っていく中で、我々自身がよいものにしていく責任がある。

まとめ(小木)

米国より、15・6年遅れて、日本で、地方自治体が情報公開の条例を制定し、それから15～6年経って、ようやく国レベルでの情報公開が問題になってきた。そのような段階をふまえ、今後も、このようなテーマで論議を深める機会をもちたい。

(文責・伊藤幸男所員)